

■学童保育所に係る指定管理者制度の導入について

1 趣旨

施設管理の役割分担等が不明確だった学童保育所について、指定管理者制度を導入し、その役割を明確化することで、安定的かつ継続的な学童保育所の運営を段階的に推進していく。

2 指定管理者制度と管理委託制度の違い

これまで、公有財産の管理上、普通財産となっている学童保育所は施設の利用承認も含めて事業の業務委託をしているものとして整理してきたが、公の施設（行政財産）は①直営、②管理委託、③指定管理の3種の方法しか管理方法がないため整理が必要。

(1) 管理委託制度

- 管理受託者が公の施設の設置者たる自治体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行うもの。
- 管理権限及び責任は自治体が有し、施設の利用承認等、処分に関する事項は委託できない。

(2) 指定管理者制度【変更後】

- 指定管理者が処分に該当する使用許可（利用許可）も委任することができる。
- 自治体は設置者としての責任を果たす立場から指定管理者を監督することとなる。
- 利用料金は条例で定められた枠組みの中で、北上市長の承認を得て、料金設定することとなる。
- 利用料金の減免は、条例・規則の規定により行うこと。

【参考】収入・支出のイメージ

<事業委託制度>

収入	支出
保育料 運営費補助金	事業運営に必要な経費
業務委託料 (放課後児童健全育成事業分)	施設管理に必要な経費

<指定管理者制度>

収入	支出
利用料金(保育料)	事業運営に必要な経費
指定管理料 放課後児童健全育成事業分	施設管理に必要な経費
施設管理分	施設(土地・建物)の維持管理に必要な費用

施設管理分が新たに支払われるため、業務委託料から工面していた分は事業運営費に振分け可能

事業を実施する上で必要な施設管理料

施設(土地・建物)の維持管理に必要な費用

3 変更点

(1) 契約期間

- これまで単年度で業務委託契約を締結していたものから、複数年で管理運営に関する基本協定（初回3年、以後5年の予定）を締結することに変更となる。なお、指定管理料は年度協定により、毎年度変更となる。

(2) 契約金額（指定管理料）

- 運営費補助金は支給されない。（指定管理料で支払われるため）
- 放課後児童健全育成事業に必要な費用のほか、施設管理に必要な経費を施設ごとに積み上げたうえで、予算の範囲内で決定する。（契約期間分）
- 放課後健全育成事業の単価アップを見据え、不足額が生じないよう予算を積み上げること。
- 利用料金は、条例に定める金額を上限として、各学童保育所で設定。（ただし、あらかじめ市長の承認を受けること）
- 指定管理料のうち、施設管理に必要な経費の一部については、収支残金が発生した場合、市と協議が必要。（例：計画された修繕を行わなかった場合など）

(3) 指定管理者としての指定

- 受託者の選定にあたっては、プレゼンによる審査（競争性はなし）を経て、議会の承認が必要。

- ・ 指定要項及び管理内容明細書に基づき、申込資料を提出（指定申請書等）
- ・ 指定管理者監査として、市の監査委員事務局による監査が入ること。
- ・ 特に、契約事務（物品購入等を含む）は市の規定に準じて行うこと。

(4) 計画修繕

- ・ 大規模な修繕については、建築物最適化計画の個別計画に基づき、市が修繕を行う。（公の施設は起債（公共施設等適正管理推進事業債）を利用可。）

4 スケジュール

6月～9月	法規審査幹事会・委員会、庁議、教育委員会定例会、議会
10月1日	選定委員会提出資料
10月7日	第1回選定委員会（管理区分、指定要項、審査要領の決定）
10月11日	申請受付開始
11月8日	申請締切
11月19日	第2回選定委員会（公募・非公募施設審査会（プレゼン））
11月20日	候補者決定通知
12月	債務負担議決／指定管理者議決・指定通知
3月	指定管理基本協定及び年度協定の締結

5 開所時間等

現在、黒沢尻北学童保育所の開所時間等について北上市学童保育所規則で設定しているところ。今後、例規改正の上、当該規定は規則から条例に移す予定。（他の施設の例に合わせる）

(1) 休業日

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 8月13日から8月16日までの日
- ④ 12月28日から翌年の1月3日までの日

(2) 開所時間

- ① 小学校の授業日 授業の終了時から午後7時まで
- ② 小学校の休業日 7時30分から午後7時まで

6 利用料金（使用料）

学童保育所保育料については、利用料金（地方自治法第244条の2第8号）として取扱い、指定管理者の収入として収受させる。保育料の月額は今後、庁議や議会を踏まえて決定となるが、たたき台として検討している額は次のとおり。

(1) 上限として条例で設定する額

- ① 月額 9,000円
- ② 一時的に利用する場合 日額500円

※ 父母会費等実費徴収分は除く。長期休暇中の料金設定は今のところ設定の予定なし（②を想定）

(2) 減免に関する事項

- ① 生活保護世帯及び就学援助の準要保護世帯 全額免除
- ② 母子・父子世帯（事実婚を除く。） 2分の1
- ③ ①、②に該当しない場合で、入所児童が2人以上となる世帯に属する者で第2子以降 2,000円減額
- ④ その他市長が必要と認めた場合 市長が必要と認めた額